

相模原市立相陽中学校 いじめ防止基本方針



令和3年4月

相模原市立相陽中学校いじめ防止基本方針

【めざす学校像】

- 教職員と生徒がともに活動する意欲と活気に満ちた学校
- 人間尊重の精神を基盤に据えた安全で安心な学校
- 保護者・地域から信頼される学校

【めざす生徒像】

- 意欲的に学ぶ生徒
- 正しく判断し、行動する生徒
- 思いや考えを適切に表現する生徒
- 互いに尊重しあう生徒

【家庭・地域との連携】

学校を公開し、家庭や地域とともに生徒の健全育成を推進する。

- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会
学校へ行こう週間
各種行事の公開
- PTA組織との連携
本部会・運営委員会等
- 地域行事への参加
- 学校関係者評価の実施
- 民生委員児童委員・保護司との連携

【校内組織】

いじめ防止対策委員会 いじめ防止推進委員会と連携

- 開催 週1回
構成員
校長・副校長・教務主任
生徒指導主任・学年主任
支援教育コーディネーター
各学年生徒指導係
各学年教育相談係
養護教諭・青少年教育カウンセラー
- 情報交換○対応協議
 - 調査分析
- ### いじめ防止推進委員会と連携

【関係機関との連携】

迅速かつ効果的な対策をとるために、以下の機関との連携を強化する。

- ケース会議において
・教育委員会
・児童相談所
・県警少年相談保護センター
・スクールサポーター
- 民生・児童委員連絡会
- 中学校区連絡会
- PTAその他機関との会議

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
(校内研究、相互参観授業、公開授業、小グループによる学習や活動、部活動)
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
(授業、学校行事、生徒会行事、委員会活動、係活動、部活動、総合の時間、道徳、学活)
- (3) 人権教育・道徳教育の充実、体験活動などを推進する。(いじめ防止キャンペーン、道徳研修)
- (4) 生徒・保護者への周知徹底を図る。(学校だより、保健だより等の発行 学校ホームページの更新)
- (5) PTAや地域の関係団体等との協同活動を推進する。(パトロール、声かけ運動、資源回収活動)

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察(日記活動・休み時間)を充実させ、生徒に寄り添った指導や相談活動を推進する。
- (2) 学期に1回のアンケート調査と教育相談、家庭訪問の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- (1) 被害生徒を守り、いじめをやめさせるよう毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 全教職員の共通理解を図り、保護者の協力、関係機関とも連携しながら対応する。
- (3) 重大事案に対しては、教育委員会と連携し対処するとともに、再発防止に向けての対策をとる。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

- いかなる理由があってもいじめは容認できないことを、教師が毅然とした態度で示す。
- 被害生徒、加害生徒も救いが必要な生徒であるという認識を持って対応する。
- 学校の指導方針や取り組みの理解を得る中で、生徒や保護者との信頼関係の構築を図る。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。これらの組織を中心に、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

(1)いじめ防止対策委員会

開催 週1回 学年主任連絡会と兼ねる。

構成員 校長・副校長・教務主任・生徒指導主任・学年主任
他必要と認められた者(防止推進委員会メンバー)

(2)いじめ防止推進委員会

開催 週1回 生徒指導係会と兼ねる。

構成員 生徒指導主任・各学年生徒指導係・養護教諭・青少年教育カウンセラー

開催 週1回 教育相談係会と兼ねる。

構成員 支援教育コーディネーター・各学年教育相談係・養護教諭・青少年教育カウンセラー
委員会の取組内容

- ① 各学年間で情報の共有化を図り、その対応・対策を協議する。
- ② いじめ未然防止のための具体的な対策を校内組織や関係諸機関との連携で推進する。
- ③ いじめの早期発見のための、教育相談の実施、生活アンケートの実施と分析を行う。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1)生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 生徒が主体的に参加できる授業になるよう教材開発や授業の展開を工夫する。
- ② 規範ルールを浸透させ、お互いを生かし尊重する集団づくりをめざす。
- ③ 生徒の主体的な取り組みのための準備や、支援に関わる時間を生み出す工夫をする。

(2)学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 生徒の良さを見つけ褒める機会を多く持つよう、生徒に寄り添う取り組みの充実を図る。
- ② 生徒が主体となり達成感を得られるよう、学校行事・生徒会活動を改善する。
- ③ 授業、学校生活での振り返り活動を充実させ、自己教育力の育成に努める。

(3)学校の教育活動全体を通じ、人権教育・道徳教育の充実や、読書・体験活動などの推進をする。

- ① 道徳教育を通して、判断力や相手の心情を推し量ることができる心を育む。
- ② 読書活動、日記活動、清掃活動などを通じ、自分を振り返り、他を思いやる心を育む。
- ③ 生徒会活動・行事・部活動等を通して、他の生徒と協力して取り組む大切さを学ばせる。
- ④ 生徒会によるポスター・標語の取り組みを通じ、いじめについて主体的な取組を推進する。

(4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、職員会議等で取り上げ、平素からの共通理解を図り、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。

- ① 職員会議や校内研修でいじめに関する情報提供や研修を進め職員の意識を高める。
- ② 学校だよりや保護者会等でいじめ防止を取り上げ、保護者の意識を高める。特に、ネットによるいじめについては、家庭での把握と協力を仰ぐ。
- ③ 学級活動や様々な機会を捉え、生徒に対し、いじめ防止と危険回避の指導を行う。

(5) PTAや地域の関係団体等と活動を共にする場を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

- ① PTAや地域と協同して、教職員や生徒が地域と共に活動する場面を広げる。
- ② 地域の自治会等諸機関と情報交換を積極的に行い、正しい状況把握に基づいて、効果的な取組みを推進する。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

- ① 生徒指導・教育相談係会を毎週行うことで、生徒の実態把握を重層的に行う。
- ② 教職員の同僚性を高め、情報が速く的確に共有できる校内体制を築く。
- ③ 保護者との信頼関係を深め、家庭における生徒の様子を把握する。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。

- ① 各学期に「教育相談アンケート」と「生活アンケート」を実施し、実態把握と相談活動を行う。
- ② 帰りの短学活における日記活動などを通して、生徒の状況把握に努める。

(3) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 状況に応じた家庭訪問や電話連絡等で保護者との信頼関係の構築を図る。
- ② 青少年教育カウンセラーとも連携して、可能な範囲での生徒や保護者の情報の共有化を図る。
- ③ 個別対応を校内体制で行うなど、個別の悩みに対応できる環境を整える。

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害生徒を守り、いじめをやめさせるよう毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

- ① 被害生徒の正確な情報を把握し、その上で生徒や保護者への説明・指導・助言を行う。
- ② いじめを行った生徒(集団)に対し、毅然とした態度で保護者も含め指導・助言を行う。
- ③ 全体(学級、部活等)の問題として捉え、その指導も行う。

(2) 全教職員の共通理解を図り、保護者、教育委員会や関係機関との連携を図り対応する。

- ① 保護者も含め、日常的に情報の共有化を図り、迅速に対応できる体制を整える。
- ② 犯罪として取り扱われるケースは、直ちに警察と連携を図り、被害の拡大防止に努める。
- ③ インターネットによるいじめの場合は、直ちに関係機関と連携して削除するよう努める。

(3) 重大事案に対しては、教育委員会と連携し対処し、再発防止に向けての対策を行う。

- ① 教育委員会に速やかに報告し、その指導をもとに対策をとる。
- ② 調査には誠実に対応し生徒や保護者の人権が守られるようにする。

6 いじめの重大事態(重篤事案)への対処

※重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。また、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合には、教育委員会や関係諸機関に速やかに報告し、組織的に対応する。

(1)その事態に対処するとともに速やかに組織を設け、双方や第三者からの聞き取り、事実確認を明確にするための調査を実施する。

- ① 教育委員会に速やかに報告し、その指導をもとに対策をとる。
- ② 調査には誠実に対応し生徒や保護者の人権が守られるようにする。